

【天草市国土強靱化地域計画】

強靱化推進方針に基づく取組一覧

令和2年8月

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1)大規模地震等による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。	1-3、1-4、1-5、2-4	総務部
防災訓練の実施	大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。 市全域を対象として市民自らの避難行動に特化した市全域を対象とする実践的な訓練を通じて、防災意識の啓発や避難計画等検証を行うことにより、市民の防災体制の向上と防災意識の高揚を図る。	1-3、1-4、1-5、3-1	総務部
消防団による定期訓練	消防団が市や自主防災組織等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、有事の際の的確な行動につなげるため、消防団の活動人員の確保を図るとともに消防団による実践的な各種訓練の充実を図る。	1-4	総務部
自主防災組織による訓練	自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難ができるよう、実践的な避難訓練等を推進する。	1-4	総務部
消火栓、防火水槽等の整備	大規模火災や地震における火災発生においても、消防力を最大限に発揮して、消火活動ができるようにするため、消防法の設置基準や地域特性に応じて、消火栓や耐震性を有する防火水槽の整備を図る。	1-4	総務部
消防積載車の活用	大規模火災や地震における火災発生においても、消防力を最大限に発揮して、消火活動ができるようにするため、消防積載車等の活用と整備を計画的に実施する。	1-4	総務部
防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	市民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く市民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)また、天草市安心・安全メールを活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。 天草市コミュニティFM局「みつばちラジオ」を防災無線の補完的役割として位置づけ、災害発生時には、市民へ迅速かつ的確な情報を周知する情報伝達ツールの一つとして活用する。	1-2、1-3、1-4、1-6、4-3	総務部 総合政策部
道の駅による情報発信機能の強化	市内道の駅5カ所(有明、うしぶか海彩館、崎津、天草市イルカセンター、宮地岳かかしの里)において災害・道路交通情報の提供を実施する。		観光文化部
住宅の耐震化	住宅の耐震診断及び耐震改修の取り組みが進むよう、県と連携し、耐震診断について耐震診断士を派遣する体制を整備するとともに、耐震改修等について住宅所有者に対する支援を行う。(住宅・建築物安全ストック形成事業等)		建設部
宅地の耐震化	大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、造成宅地の滑動崩壊に対する安全性の検証を行い、必要に応じた対策を推進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。		建設部
災害に強く安全なまちづくり	狭あい道路拡幅整備促進事業を推進することで、災害に強いまちづくりにつなげ、危険ブロック塀等の撤去を行うことにより、安全安心なまちづくりを目指す。また、市営住宅等の適切な維持管理に努め、長寿命化計画に基づく計画的な改修を進めるとともに、用途廃止による適切な管理戸数の推進に努める。さらに、空家法に基づき老朽危険家屋の適正な管理を推進する。	7-2	建設部

(1-2)大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止	大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、県等と連携し、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。(住宅・建築物安全ストック形成事業等)		建設部 教育部 各施設所管部
	学校施設の倒壊を防止するため、吊り天井等の非構造部材を含めた学校施設の耐震化を促進するとともに、施設内からの火災発生を防止する。		

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

市役所他公共施設の火災訓練の実施	大規模災害時、来庁者及び職員の安全を確保するため、庁舎等の公共施設等において、来庁者等に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、定期的な避難訓練を推進する。		総務部
公共施設の改修	公共施設の耐震診断や特に緊急物資集積場所等の防災拠点となっている施設の機能を発揮できるように計画的な改修を実施する。		総務部 各施設所管部
防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達	1-1参照	1-1、1-3、1-4、1-6、 4-3	総務部 総合政策部
迅速な避難のための体制整備等	市民に防災に関する情報が迅速かつ確かに周知・広報ができるよう、防災重点ため池のハザードマップを作成・配布し、地域住民が迅速な避難ができる体制を構築する。	1-4、1-6	経済部
不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止	大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊を防止するために、耐震改修工事の実施。適正な維持管理の促進を図る。(住宅・建築物安全ストック形成事業等)		建設部

(1-3)津波・高潮等による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
避難勧告の適切な発令	避難勧告等を踏まえ、市民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。	1-4、1-5、1-6	総務部
災害対応業務の標準化・共有化	1-1参照	1-1、1-4、1-5、2-4	総務部
防災訓練の実施	1-1参照	1-1、1-4、1-5、3-1	総務部
ハザードマップの作成、配布	ハザードマップによって、平時から水害の危険性を周知するとともに、市内河川流域が洪水浸水想定区域の指定を受けた場合には、早期にハザードマップを作成し、市民への周知・啓発を推進する。	1-4、1-5	総務部
防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達	1-1参照	1-1、1-2、1-4、1-6、 4-3	総務部 総合政策部
要支援者対策の推進	行政区長、民生委員、消防団などの地域の関係者へ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、地域の関係者が顔をあわせて名簿(対象者)を確認(更新)する取り組みを推進する。	1-4、1-5、1-6	健康福祉部
海岸保全施設の整備等	<p>【漁港海岸】</p> <p>津波・高潮等による越水、浸水を防止するため、護岸等海岸保全施設について、計画的な整備及び老朽化した施設の補修・機能強化を推進する。</p> <p>楠浦漁港海岸(護岸、堤防、波返工、天端被覆工等補修)</p> <p>大島漁港海岸(護岸、堤防、波返工、天端被覆工等補修)</p>		経済部 建設部
	<p>【農地海岸】</p> <p>本市が管理する農地海岸(8海岸)の防護機能の強化と回復を図るために海岸施設の老朽化対策を行う。</p> <p>津波、高潮による浸水被害を防止するため、海岸保全施設について、計画的に整備及び老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。</p> <p>天草港海岸保全施設長寿命化計画策定(19海岸230施設)</p> <p>天草港(赤崎海岸)、天草港(上津浦海岸)、天草港(下津浦海岸)、天草港(棚底海岸)、天草港(栖本海岸)、天草港(金焼海岸)、天草港(茂木根海岸)、天草港(二江海岸)、天草港(天附海岸)、天草港(中田海岸)、天草港(上平海岸)、天草港(魚貫海岸)、天草港(亀浦海岸)、天草港(一町田海岸)、天草港(富津海岸)、天草港(下田海岸)、天草港(与一ヶ浦海岸)、天草港(椀の木海岸)、天草港(唐木崎海岸)</p> <p>天草市建設海岸保全施設長寿命化計画策定(5海岸14施設)</p> <p>田尻海岸、古場海岸、瀬戸目海岸、惣津海岸、小峰海岸</p>		

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

<p>円滑な避難のための道路整備</p>	<p>災害発生時の円滑な避難や緊急救援活動等の支障とならないよう、道路の計画的な整備に取り組む。 <土木課> 道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路嵩上げ等の冠水対策に取り組む。 1.道路網の整備及び維持管理 横浦与一ヶ浦線(学校線)(横浦工区)、白木河内西高根線(白木河内工区)、亀川馬場線(浄南工区)、天草市管内市道 2.道路メンテナンス(橋梁) 上掛道橋、大口橋3号橋、江口橋、横道橋、桐本橋、第一平野橋、登尾橋、白戸橋、久木山一号橋、第二内湯橋、無名橋46[向線]、片白橋、小松原橋、久々山橋、仲の浦橋、第一脇川橋、無名橋[仁田久保線]、福岡橋、第一洗切橋、高根1号橋、馬口橋、浜丸橋、畑木田橋、矢倉田橋、雁道橋、土蔵2号橋、大丸1号橋、高田橋、風月橋、葛根尾橋、岩下橋、田原1号橋、田原4号橋、昭和橋、希望橋、水月橋、無名橋38[軍ヶ浦上線]、横浜橋、大浦橋、乗田橋、湯立免橋、第一花立橋、無名橋[小島小高浜線]、番所橋、無名橋[四名田橋]、赤仁田橋、無名橋[仁田線]、第2小高浜橋、大坪橋、第4浜開橋、鬼池橋、平の郷橋、安心橋、鳥越橋、頌徳橋、仁田丸橋、鬼塚橋、池田橋、子鋪橋、大藪1号橋、友田橋、住吉橋、辰ヶ越橋、通詞大橋、通天橋、三井田橋、第三坂田橋、大河内二号、管ヶ岳橋、蛇淵二号橋、本迫橋、楠浦橋、大保木橋、中の門一号、小平橋、皆廻橋、中良木橋、橋梁点検、長寿命化計画策定 3.道路メンテナンス(トンネル) 通山トンネル、牧の島トンネル、長浦トンネル、第一隧道、第二隧道、行合隧道、千の通隧道、トンネル点検、長寿命化計画策定 4.法面補修 小島小高浜線(崎津工区)、遠見山線(牛深工区)、女淵線(久玉工区)、小ヶ倉線(河内工区)、諏訪長野線(小宮地工区)、女岳線(宮野河内工区) 4.自転車通行空間整備 天草市管内市道 <都市計画課> (都)下川原茂木根線、(都)今釜本渡港線、(都)太田町水の平線</p>	<p>1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-6、6-4、8-5</p>	<p>建設部</p>
----------------------	---	--	------------

(1-4)台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域な市街地等の浸水による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
避難勧告の適切な発令	1-3参照	1-3、1-5、1-6	総務部
事前予測が可能な災害への対応	<p>事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。</p>	1-5、1-6	総務部
災害対応業務の標準化・共有化	1-1参照	1-1、1-3、1-5、2-4	総務部
防災訓練の実施	1-1参照	1-1、1-3、1-5、3-1	総務部
消防団による定期訓練	1-1参照	1-1	総務部
自主防災組織による訓練	1-1参照	1-1	総務部
ハザードマップの作成、配布	1-3参照	1-3、1-5	総務部
消防積載車の活用	1-1参照	1-1	総務部
防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	1-1参照	1-1、1-2、1-3、1-6、4-3	総務部 総合政策部
要支援者対策の推進	1-3参照	1-3、1-5、1-6	健康福祉部
迅速な避難のための体制整備等	1-2参照	1-2、1-6	経済部

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

浸水被害の防止に向けた河川整備等	大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、本市が管理する排水機場(15施設:本渡7、河浦5、有明1、新和1、五和1)の計画的な改築更新を実施するとともに、新たな浸水被害対策の必要な箇所等の整備等についても計画的に取り組む。		経済部 建設部
	風水害による浸水被害防止に向けた河川整備を進める。		
円滑な避難のための道路整備	災害発生時の円滑な避難や緊急救援活動等の支障とならないよう、道路高上げ等の越波対策、冠水対策を推進する。 【土木課】 1-3参照 【都市計画課】 1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-6、6-4、8-5	建設部

(1-5)大規模な土砂災害等による死傷者の発生及び後年度にわたり脆弱性が高まる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
避難訓練の適切な発令	1-3参照	1-3、1-4、1-6	総務部
事前予測が可能な災害への対応	1-4参照	1-4、1-6	総務部
災害対応業務の標準化・共有化	1-1参照	1-1、1-3、1-4、2-4	総務部
防災訓練の実施	1-1参照	1-1、1-3、1-4、3-1	総務部
ハザードマップの作成、配布	1-3参照	1-3、1-4	総務部
土砂撤去費用負担	宅地又はその周辺に崩落した土砂等を撤去し、土砂災害による危険から住民の安全を確保する。		総務部
要支援者対策の推進	1-3参照	1-3、1-4、1-6	健康福祉部
山地・土砂災害対策の推進	大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行う。		経済部 建設部
	土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)に居住する市民の安全な場所への移転を推進する。		

(1-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組み等	取組みの内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
学校の災害対応の機能向上	学校教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、各種災害を想定した避難訓練等を実施する。なお、訓練に当たっては、防災関係機関や地域住民等の参加を要請するなど、より現実的な訓練を実施する。		教育部
避難勧告等の適切な発令	1-3参照	1-3、1-4、1-5	総務部
通信手段の機能強化	大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー)を図る。		総務部
情報伝達体制の整備と地域の共助	大規模災害時に、市と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、市と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。		総務部
事前予測が可能な災害への対応	1-4参照	1-4、1-5	総務部
防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	1-1参照	1-1、1-2、1-3、1-4、4-3	総務部 総合政策部
外国人対応	大規模災害時に、外国人の安全を確保するため、関係機関や外国人を支援する市民団体などと連携し、通訳ボランティアの確保や多言語による情報提供など外国人への支援体制を構築する。	2-2	総合政策部
要支援者対策の推進	1-3参照	1-3、1-4、1-5	健康福祉部
迅速な避難のための体制整備等	1-2参照	1-2、1-4	経済部

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

(2-1)食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
水道施設の耐震化等	R2年度老朽化した水道施設の更新計画の策定予定。また、毎年度水道管路の布設替え約6Kmを整備し、耐震管に更新している。	6-2	水道局
備蓄の促進	大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、備蓄方針の見直しを検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。		総務部
民間企業等と連携した食料等の供給体制	大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。	5-6	総務部
家庭や事業所における備蓄の推進	規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、市民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を促進する。	5-6	総務部
物資集積所としての「道の駅」の機能強化	道の駅5カ所(有明、うしぶか海彩館、崎津、天草市イルカセンター、宮地岳かかしの里)において食料、飲料水等の物資集積拠点としての体制整備を行う。		観光文化部
物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	1-3参照	1-3、1-4、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-6、6-4、8-5	建設部
物資輸送ルートの確保に向けた港湾整備	海上からの緊急物資輸送を実施するため、海上輸送基地機能を確保する。 天草港(赤崎港区)、天草港(上津浦港区)、天草港(下津浦港区)、天草港(棚底港区)、天草港(与ヶ浦港区)、天草港(椛の木港区)、天草港(唐木崎港区)、天草港(栖本港区)、天草港(金焼港区)、天草港(茂木根港区)、天草港(二江港区)、天草港(大宮地港区)、天草港(天附港区)、天草港(中田港区)、天草港(上平港区)、天草港(魚貫港区)、天草港(亀浦港区)、天草港(一町田港区)、天草港(富津港区)、天草港(下田港区)		建設部

(2-2)避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化	大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給水施設(井戸等)、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。		総務部 教育部 各施設所管部
	大規模災害時における避難所として活用できるよう、学校施設(体育館)の防災機能強化に向けた整備を促進する。		
避難者に対する食料の提供	学校給食センターを活用し避難者に対する食料の提供を可能にするため、施設の耐震化、各種厨房機器の整備を促進する。		教育部
指定避難所等の見直し	多数の被災者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図る。		総務部
指定避難所等の周知徹底	・避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。 ・指定避難所、要配慮者避難所(10ヶ所)の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。		総務部 健康福祉部
避難所運営体制の構築	要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等の取組みを支援する。		総務部
外国人対応	1-6参照	1-6	総合政策部
保健所の保健衛生・健康対策	避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、県で策定の「災害時における感染症・食中毒ガイドライン」を参考に県と連携し情報確認しながら対応する。必要な衛生管理のためのチラシやポスターを準備し予防行動を促す。 避難所の健康悪化を防ぐため、巡回等密に行い、県や関係機関と協力して保健衛生環境の保持に努める。	2-8	健康福祉部
福祉避難所の円滑な運営	福祉避難所(51ヶ所)への避難が必要な対象者を把握し、受け入れ先となる社会福祉事業者との調整を行う。		健康福祉部
エコノミークラス症候群の予防	大規模災害時、エコノミークラス症候群や生活不活発病の発生を防ぐため、発症リスクと予防法等についてチラシやポスターを準備し周知を行う。また、関係機関、ボランティア等との協力を得て健康体操等を行う。	2-8	健康福祉部

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

物資集積所としての「道の駅」の機能強化	道の駅5カ所(有明、うしぶか海彩館、崎津、天草市イルカセンター、宮地岳かかしの里)において有事の際、車中泊等の避難が可能なように駐車場や多目的広場を確保する。		観光文化部
---------------------	---	--	-------

(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
孤立集落に対する県等と連携した取組み	支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、県、市、関係機関等において、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、市民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災消防ヘリを活用した防災訓練等に取り組む。		総務部
自主防災組織の活動の強化	自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。	2-4	総務部
地域コミュニティの維持	災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。		地域振興部
孤立集落の発生防止に向けた道路整備	大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、市内各地域や集落間を結ぶ道路(農道・林道等を含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。		経済部 建設部
	1-3参照	1-3、1-4、2-1、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-6、6-4、8-5	

(2-4) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
災害対応業務の標準化・共有化	1-1参照	1-1、1-3、1-4、1-5	総務部
消防団における人員、資機材の整備促進	地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、資機材の充実と特定の活動のみ参加する機能別消防団員及び女性消防団員の拡大も含め、熊本県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。 消防団の災害対応力向上のため、国、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。	7-1、8-4	総務部
自主防災組織の活動の強化	2-3参照	2-3	総務部
救助・救急ルートの確保に向けた道路整備	市内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道及び市内各地域・集落間を結ぶ道路(農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路として物資輸送ルートの早期啓開を図るため、関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。		経済部 建設部
	1-3参照	1-3、1-4、2-1、2-3、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-6、6-4、8-5	

(2-5) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
熊本県石油商業組合との燃料供給体制の構築	大規模災害時、民間給油施設が利用できない状況下において、迅速な救助活動を実施するため、関係機関と連携して燃料の備蓄に取り組む。		総務部
活動に必要な燃料の供給	県外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、受援主体において、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備に取り組む。		総務部

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

エネルギー供給に向けた道路整備	市内における災害時のエネルギー供給ルートを確保するため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道及び市内各地域・集落間を結ぶ道路(農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路として物資輸送ルートの早期啓開を図るため、関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。	6-2	経済部 建設部
	1-3参照	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-6、6-4、8-5	

(2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

計画の推進のために必要な取組み等	取組みの内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備	市内における災害時の医療活動支援ルートを確保するため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道及び市内各地域・集落間を結ぶ道路(農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路として物資輸送ルートの早期啓開を図るため、関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。		経済部 建設部
	1-3参照	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、4-2、5-1、5-2、5-5、5-6、6-4、8-5	
医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾整備	道路以外の医療活動の支援ルートを確保するため、港湾施設の耐震化や耐波性能等を強化する。 天草港(赤崎港区)、天草港(上津浦港区)、天草港(下津浦港区)、天草港(棚底港区)、天草港(与ヶ浦港区)、天草港(椛の木港区)、天草港(唐木崎港区)、天草港(栖本港区)、天草港(金焼港区)、天草港(茂木根港区)、天草港(二江港区)、天草港(大宮地港区)、天草港(天附港区)、天草港(中田港区)、天草港(上平港区)、天草港(魚貫港区)、天草港(亀浦港区)、天草港(一町田港区)、天草港(富津港区)、天草港(下田港区)		建設部

(2-7) 疾病・感染症等の大規模発生

計画の推進のために必要な取組み等	取組みの内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
生活用水の確保	各地区の拠点(コミュニティーセンター及び集会場等)に1,000ℓタンクを置き、給水車等で補給するシステムを支所等と協議中。 家庭用地下水の箇所及び、地区にある井戸の位置を事前に確認するよう啓発活動を図るとともに、給水車を活用した補給等について関係部署と連携し対策を行う。	6-2	水道局 市民生活部
下水道BCPの充実	下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。また、支援の受け入れをスムーズに行えるよう関係機関、団体との調整を行い、有事の際に的確な支援依頼を行うことで下水道処理機能の早期回復を図る。		水道局
感染症のまん延防止	「災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」を参考に対策を行う。被災時は健康調査実施。その他手洗いうがい等衛生面の管理、および2次感染を防ぐための別室対応等行う。		健康福祉部
避難所等の保健衛生・健康対策	2-2参照	2-2	健康福祉部
エコノミークラス症候群の予防	2-2参照	2-2	健康福祉部

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
学校における業務のスリム化と事業継続計画の策定	災害時に優先する学校行事や教職員の業務を事業継続計画として定めることを推進する。		教育部
防災拠点施設等の耐災性の強化	防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。		総務部 教育部 各施設所管部
	災害発生時に指定避難所となる学校施設(体育館)について、耐震化(非構造部材を含む)を推進する。		
業務継続可能な体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画(BCP)の高度化を図る。 ・大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や県地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。 ・ネットワークの停止やデータ損失等を防ぐため、通信回線の二重化及びネットワーク機器の予備装置の確保及びバックアップ機器の分散化を行うと共に、システムベンダーと連携体制を構築し、環境復旧の迅速化を図る。 		総務部 総合政策部
発災直後の職員参集及び応援体制の整備	職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高めるとともに、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。		総務部
自治体間の応援体制の構築	応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、応援協定の締結や、受援計画の策定を行い、大規模災害時の連携体制の強化を図る。		総務部
防災訓練の実施	1-1参照	1-1、1-3、1-5	総務部
職員の安全確保に関する意識啓発			総務部

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進	大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について72時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。	4-3	総務部
通信手段の機能強化	大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー)を図る。 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。	4-3	総務部
自給電源設備設置の支援	家庭用太陽光発電と蓄電システムを組み合わせた補助制度等を行うことにより、自給電源の確保を推進する。		市民生活部

(4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
郵便事業の継続に向けた道路整備	市内における災害時の郵便事業ルートを確保するため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道及び市内各地域・集落間を結ぶ道路(農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路として物資輸送ルートの早期啓開を図るため、関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。		経済部 建設部
	1-3参照	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、5-1、5-2、5-5、5-6、6-4、8-5	

(4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進	4-1参照	4-1	総務部
通信手段の機能強化	4-1参照	4-1	総務部
防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	1-1参照 メール配信や天草市公式LINE等のソーシャルネットワークサービス(SNS)を活用し、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等さまざまな情報伝達手段の確保等を進める。	1-1、1-2、1-3、1-4、1-6	総務部 総合政策部

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
金融機関や商工団体等との連携	大規模災害後、被災中小企業の事業再建及び事業継続を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関と発災後の対策についての協議の場を設けるなど、連携の推進を図る。 中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。	8-3	経済部
物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	市内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道及び市内各地域・集落間を結ぶ道路(農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路として物資輸送ルートの早期啓開を図るため、関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。	2-1、5-6	経済部 建設部
	1-3参照	1-3、1-4、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、4-2、 5-2、5-5、5-6、6-4、 8-5	
物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化や耐波性能等の強化を進める。 天草港(赤崎港区)、天草港(上津浦港区)、天草港(下津浦港区)、天草港(棚底港区)、天草港(与一ヶ浦港区)、天草港(椛の木港区)、天草港(唐木崎港区)、天草港(栖本港区)、天草港(金焼港区)、天草港(茂木根港区)、天草港(二江港区)、天草港(大宮地港区)、天草港(天附港区)、天草港(中田港区)、天草港(上平港区)、天草港(魚貫港区)、天草港(亀浦港区)、天草港(一町田港区)、天草港(富津港区)、天草港(下田港区)	5-2、5-3、5-5、5-6、 6-1、8-5	建設部

(5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
エネルギー供給に向けた道路整備	2-5参照	2-5	経済部 建設部
	1-3参照	1-3、1-4、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、4-2、 5-1、5-5、5-6、6-4、 8-5	
エネルギー供給に向けた港湾整備	5-1参照	5-1、5-3、5-5、5-6、 6-1、8-5	建設部

(5-3) 海上輸送の機能の停止による地域経済への甚大な影響

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	5-1参照	5-1、5-2、5-5、5-6、 6-1、8-5	建設部

(5-4) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
農地・農業用施設の保全	地震や豪雨、高潮等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、市内の排水機場(15施設:本渡7、河浦5、有明1、新和1、五和1)の改築更新や新たな浸水対策施設の整備のほか、ため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備並びに適切な維持管理を行う。	7-5	経済部
農業施設の耐候性等の強化	災害時の被害軽減を図るため、十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて、「被害防止計画」を策定したうえで、ハウスの補強や防風ネット等の設置等に対して助成を行う。		経済部

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

<p>漁港の防災対策</p>	<p>【耐震化】 地震動及び液状化に対して安全性が確保されていない漁港の岸壁、物揚場、護岸について、耐震対策を推進する。 ・熊本県管理漁港(岸壁・護岸耐震化) 【整備・機能保全】 緊急時における漁港施設の機能を維持するため、防波堤や岸壁、物揚場、泊地等の漁港施設について、計画的な整備及び老朽化した施設の補修・機能強化を推進する。 ・大浦元浦漁港(防波堤整備、物揚場整備、岸壁整備、泊地整備、道路整備) ・深海漁港(浮桟橋補修、浮消波堤補修) ・崎津漁港(物揚場補修、道路補修、用地補修、突堤補修) ・御領漁港(物揚場補修、泊地補修、突堤補修) ・船津漁港(浮桟橋補修) ・横浦漁港(浮消波堤補修)</p>		<p>経済部</p>
<p>共済加入の促進</p>	<p>農業経営の安定を図るため、園芸施設共済への加入を推進する。 ・農家負担を軽減するため、共済掛金の30%を助成する。 漁業経営の安定を図るため、熊本県漁業共済組合が行う加入促進事業を支援する。</p>		<p>経済部</p>

(5-5) 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止

<p>計画の推進のために必要な取組等</p>	<p>具体的な取組内容や事業箇所等</p>	<p>再掲箇所</p>	<p>部局名</p>
<p>交通ネットワークの確保に向けた道路整備</p>	<p>市内における災害時の交通ネットワークを確保するため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道及び市内各地域・集落間を結ぶ道路(農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路として物資輸送ルートの早期啓開を図るため、関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。</p>	<p>6-4 1-3参照</p>	<p>経済部 建設部</p>
<p>交通ネットワークの確保に向けた港湾整備</p>	<p>5-1参照</p>	<p>5-1、5-2、5-3、5-6、6-1、8-5</p>	<p>建設部</p>
<p>天草空港の機能強化</p>	<p>市内における災害時の航空ルートでの移動手段としての交通ネットワークを確保するとともに、緊急物資輸送ルートとしても、自衛隊等の輸送時離着陸場所の確保、天草エアライン(株)が所有する機材を輸送機として活用する等、熊本県との連携体制も推進する。</p>	<p>5-6</p>	<p>地域振興部</p>

(5-6) 食料等の安定供給の停滞

<p>計画の推進のために必要な取組等</p>	<p>具体的な取組内容や事業箇所等</p>	<p>再掲箇所</p>	<p>部局名</p>
<p>民間企業等との連携した食料等の供給体制の整備</p>	<p>2-1参照</p>	<p>2-1</p>	<p>総務部</p>
<p>家庭や事業所における備蓄の促進</p>	<p>2-1参照</p>	<p>2-1</p>	<p>総務部</p>
<p>物資輸送ルートの確保に向けた道路整備</p>	<p>2-1、5-1参照 1-3参照</p>	<p>2-1、5-1 1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、6-4、8-5</p>	<p>経済部 建設部</p>
<p>物資・エネルギー供給に向けた港湾整備</p>	<p>5-1参照</p>	<p>5-1、5-2、5-3、5-5、6-1、8-5</p>	<p>建設部</p>
<p>天草空港の機能強化</p>	<p>5-5参照</p>	<p>5-5</p>	<p>地域振興部</p>

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1) 電気、ガス等の長期間にわたる機能の停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	5-1参照	5-1、5-2、5-3、5-5、5-6、8-5	建設部

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
水道施設の耐震化等	2-1参照	2-1	水道局
応急給水体制の整備	平成29年度に給水車(1,700ℓ)を購入、平成31年度に給水タンク(1,500ℓ)を購入済。拠点給水、運搬給水の体制の構築を図る。		水道局
生活用水の確保	2-8参照	2-8	水道局
上水道BCPの策定	県が進める広域連携推進協議会での応援協定の策定協議。運転管理業務委託業者との応援協定等を現在調整中		水道局

(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
下水道施設等の耐震化等	ストックマネジメント計画に基づき計画的な維持修繕・改築を行っていく。		水道局
浄化槽の整備等	合併浄化槽の設置に対する補助金交付を継続して行う。		水道局
下水道BCPの充実	2-7参照	2-7	水道局

(6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
公共交通機関に係る情報体制の整備	運航状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。		地域振興部
地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備	5-5参照	5-5	経済部 建設部
	1-3参照	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-6、8-5	

(6-5) 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
応急給水体制の整備	6-2参照	6-2	水道局
生活用水の確保	2-7参照	2-7、6-2	水道局 市民生活部

7 制御不能な二次災害を発生させない

(7-1) 市街地での大規模火災の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
消防団における人員、資機材の整備促進	2-4参照	2-4、8-4	総務部

(7-2) 沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
被災建築物等の迅速な把握	大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材の確保・育成を行う。	8-2	建設部
災害に強く安全なまちづくり	1-1参照	1-1	建設部

(7-3) ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
農業用ため池等の維持管理・更新	大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性の判定を行い、計画的な改修を進める。また、ため池管理者による日常点検や緊急体制の整備、防災重点ため池のハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を推進する。		経済部

(7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
有害物質の流出対策等	有害物質の流出に迅速に対応できるよう、関係機関と連携する。		市民生活部

(7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
農業生産基盤の整備及び保安全管理	農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組を支援し、農業生産基盤の保安全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。		経済部
	農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防止するため、農地、農業施設の保安全管理及び長寿命化の取り組みを推進する。 ・中山間地域等直接支払制度(1,500ha)、多面的機能支払制度(1,400ha)を活用した農用地、農業用施設の適切な維持管理		
鳥獣被害対策の推進	鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、県と連携し、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。また、捕獲した鳥獣を有用な資源とするための資源化施設の整備・運営に取り組む。		経済部
適切な森林整備の推進	台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再生林や伐採等の適切な森林整備を推進する。		経済部
農地等の保安全管理	5-4参照	5-4	経済部

(7-7) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備	大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。		総務部

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
災害廃棄物処理計画の適正な運用	災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物処理計画の随時見直しを行い、適切な運用を図る。		市民生活部
関係団体等との連携	県及び周辺自治体、関係団体との災害支援協定の定期的な内容の確認と見直しを行い、被災及び支援側の両面を想定した体制の整備を図る。		市民生活部

(8-2) 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化	大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。		総務部 建設部
罹災証明書の速やかな発行	大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。		市民生活部
被災文化財の復旧を行う体制の整備	文化財レスキュー事業や文化財ドクター派遣事業など文化庁の事業を活用すると共に、熊本県文化課や熊本県市町村文化財担当者連絡協議会、熊本県博物館連絡協議会と協力・連携し、災害発生から早い段階での支援・派遣を要請する。		観光文化部
被災建築物等の迅速な把握	7-2参照	7-2	建設部

(8-3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
罹災証明書の速やかな発行	8-2参照	8-2	市民生活部
相談体制の整備	大規模災害時に市民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。		総務部
応急仮設住宅の迅速な提供	住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定める。		総務部
金融機関や商工団体等との連携	5-1参照	5-1	経済部

(8-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
地域と学校の連携	学校施設が被災した場合は、応急復旧を速やかに行うが、応急復旧が不可能な場合は、被害を免れた隣接地域の学校施設、コミュニティセンター、その他民有施設等の借上げを行い、応急教育実施場所を確保する。 また、応急教育実施のための必要な教育実施者の確保に努める。		教育部
消防団における人員、資機材の整備促進	2-4参照	2-4、7-1、8-4	総務部
自主防災組織等のコミュニティ力の強化	自主防災組織等の地域コミュニティ力強化を図るため、自主防災活動に必要な資機材の充実等支援を行う。		総務部
地域における共助の推進	大規模災害時に、市と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、地区振興会や行政区等の活動の強化などを行う。		総務部 地域振興部
地域コミュニティの維持	災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。		地域振興部

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-5) 道路の損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
迅速な復旧・復興に向けた道路整備	市内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道、一定要件農道等及び市内各地域・集落間を結ぶ道路(農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路として物資輸送ルートやライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。		経済部 建設部
	1-3参照	1-3、1-4、2-1、2-3、 2-4、2-5、2-7、4-2、 5-1、5-2、5-5、5-6、 6-4	
迅速な復旧・復興に向けた港湾整備	5-1参照	5-1、5-2、5-3、5-5、 5-6、6-1	建設部

(8-6) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
浸水対策、流域減災対策	大規模な浸水被害を防止するため、海岸、河川堤防等の施設の整備など、耐震、津波、洪水、高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、排水機場の整備等により被害軽減に資する流域減災対策を推進する。		建設部